

平成27年2月23日

株式会社 中国銀行

「創業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書」の締結について

当行では、株式会社日本政策金融公庫および岡山県信用保証協会と、創業支援・ベンチャー企業支援等、中小企業の振興を図り地域経済の活性化に寄与することを目的として、平成27年2月23日（月）に「創業支援等に係る業務連携・協力に関する覚書」を締結いたしました。

なお、地域金融機関、株式会社日本政策金融公庫および信用保証協会の三者が、連携して創業支援に取り組む旨の契約を締結することは、中四国で初めての事例となります。

また、本覚書締結に基づく創業支援の具体的施策の一環として、平成27年3月2日（月）に「ちゅうぎん創業支援セミナー」が三者の共同で開催されます。

【連携事項】

- （１）創業（予定）者等への情報提供
- （２）創業（予定）者等からの依頼に基づく、双方向の当該創業（予定）者等の紹介
- （３）創業（予定）者等からの相談への対応
- （４）創業（予定）者等の支援ノウハウに関する情報交換
- （５）その他創業（予定）者等の支援に寄与する事項

当行では、今後も地域社会の活性化・持続的な発展に向け、総合金融サービス力の向上に取り組んでまいります。

以 上